

申請前に要チェック!

事業経費配分 対象・対象外の判断目安 Yes/Noチャート

※あくまで目安です。

申請者は保育所または学童保育所、またはこども園、地域活動支援センターを経営・運営者ですか？
申請者は法人ですか？（社会福祉法人、更生保護法人、一般・公益社団（財団）法人・特例民法法人・特定非営利活動法人）
または、法人格のない任意団体でも、会則等に則って会の運営がなされ、
会の意思を民主的に決定する組織を有していますか？

Yes

No

特定の個人的活動と思われるものは配分対象外です。
（代表者一個人の判断で会の意思を決定する団体は、
たとえ「〇〇会」と名乗っていても個人的活動と判断せざるを得ません。）

事業ごとの収支計算だけでなく、会全体の1年間の会計を決算し、会の財産状況を明らかにしていますか？
（収支を記録し、領収書等を適正に保管し、1年間の収支総額・繰越金状況・預金残高等を明確に示せますか？）

Yes

No

財産管理の状況等が不十分な団体は配分対象外です。
（たとえ小規模なボランティア団体であっても、配分金を託すためには、
財産状況等をオープンにできる透明性や公益性が必要です。）

申請する内容は、地域福祉の推進を目的とした事業ですか？

Yes

No

申請法人・団体を維持運営するための経費は対象外です。
（事務所経費、役員経費、職員経費、会員募集にかかる経費など）

他団体または下部組織への運営費補助事業は対象外です。
会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業は対象外です

申請する内容は、介護保険事業以外の事業ですか？

Yes

No

介護保険事業は配分対象外です。

申請する内容は、行政からの委託事業以外の事業ですか？

Yes

No

行政からの委託事業は「原則」配分対象外です。

例外として、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものは対象となります。

- ① 委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの
- ② 小規模事業で、事業を運営する法人・団体の財政基盤が脆弱なもの
- ③ 委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

例外の場合

今回の申請事業は、連続受配3年目以内ですか？（1事業ごとにカウントする。）

Yes

No

1事業につき連続3年を超えて受配できません。※要相談

配分上限額は、1事業25万円で2事業まで（1法人・団体50万円まで）です。

なお、実際の配分の可否は、ヒアリング調査等を行い、事業の必要性・緊急性等を検討して決定しますのでご了解下さい。